

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用 令和5年5月8日改訂）

新潟市立西内野小学校長様

新潟市立西内野小学校

年組

児童生徒等氏名

療養解除届（新型コロナウイルス感染症用）

上記の者は、新型コロナウイルス感染症により療養等をしておりましたが、以下のとおり発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過しましたので本届を提出します。

発症日：月日

症状が軽快した日：月日

登校開始日：月日

年月日

保護者氏名

保護者の方へ

新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。この間は、他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。

【発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで】

※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にある状態です。

＜例＞

【発症後4日に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症						登校可能
				0日目	1日目	
				症状軽快		

【発症後5日に症状が軽快した場合】

6/1	6/2	6/3	6/4	6/5	6/6	6/7	6/8
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症							登校可能
						0日目	
						1日目	

- ・ 本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めてください。
- ・ 療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。